

参考資料

兵庫県環境審議会関係法令

兵庫県



●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(平成 14 年第 88 号) (抄)

(鳥獣保護管理事業計画)

第 4 条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

2 略

3 略

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下「合議制機関」という。）の意見を聴かなければならない。

5 略

(対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限)

第 12 条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認め対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

1 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。

2 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。

3 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

3～5 省略

6 第 2 条第 10 項の規定は第一項の規定による禁止若しくは制限又は第 3 項の規定により環境大臣がする制限について、第 4 条第 4 項及び第 7 条第 5 項の規定は第 2 項の規定による禁止若しくは制限又は第 3 項の規定により都道府県知事がする制限について準用する。

●自然環境保全法（昭和 47 年第 85 号）（抄）

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第51条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

- 2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
- 3 第1項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

兵庫県環境審議会条例

平成6年3月29日兵庫県条例第11号

改正 平成14年6月14日兵庫県条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第2項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第3項の規定に基づき、兵庫県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干名を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

(委員、特別委員及び専門委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 第1項第1号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、所掌事務について委員、特別委員及び専門委員を助ける。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月29日から施行する。

(略)

兵庫県環境審議会の運営に関する規程

平成21年6月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県環境審議会条例（平成6年兵庫県条例第11号）第8条の規定に基づき、兵庫県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、開会の7日前までに、付議すべき事項並びに日時及び場所を示して委員及び当該会議に関係のある特別委員、専門委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、審議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(記録)

第4条 会議の概要は、会議の記録によって記載するものとする。

2 会議の記録及び審議資料は、公開する。ただし、非公開の会議の記録及び審議資料は、次の事項を除いて公開するものとする。

- (1) 発言した委員、特別委員及び専門委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が推定され得ると会長が認める発言部分
- (3) 情報公開条例第6条各号に該当すると認められる事項
- (4) その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(代理)

第5条 条例第3条第1項第2号に規定する委員が、事故その他やむを得ない理由により審議会、部会または小委員会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(参考人)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を徴するものとする。

(部会)

第7条 審議会に置く部会の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合部会
環境の保全及び創造に関する事項（大気環境部会、水環境部会、廃棄物部会、産廃紛争予防・調整部会、自然環境部会、鳥獣部会、温泉部会の所掌する事項を除く。）及び他の部会に属さない事項
- (2) 大気環境部会
大気、騒音、振動、悪臭及びその他大気環境に関する事項
- (3) 水環境部会
水質、地盤沈下及びその他水環境に関する事項

- (4) 廃棄物部会
廃棄物に関する事項
- (5) 産廃紛争予防・調整部会
産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争予防・調整に関する事項
- (6) 自然環境部会
自然公園及びその他自然環境の保全に関する事項
- (7) 鳥獣部会
鳥獣に関する事項
- (8) 温泉部会
温泉に関する事項

2 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会の所掌に係る事項について調査審議するため、二以上の部会の合同部会を設置することができる。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、部会長の職務を代理する。

(諮問の付議)

第8条 会長は、知事の諮問を適当な部会に付議することができる。

(部会の決議)

第9条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第10条 会長又は部会長は、必要な事項を調査審議させるため、そのつど審議会又は部会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属する委員、特別委員及び専門委員は、会長又は部会長が指名する。

3 小委員会に小委員会の長を置く。

4 小委員会の長は、小委員会に属する委員及び特別委員の内から、会長又は部会長が指名する。

5 小委員会の長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

6 小委員会の会議については、小委員会の長が招集する。

(部会等における準用)

第11条 第2条から第6条までの規定は、部会及び小委員会の運営について準用する。

(正副会長の部会等への出席)

第12条 審議会の正副会長は、各部会又は小委員会に出席することができる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行前において環境審議会に付議されている事項については、改正前の兵庫県環境審議会の運営に関する規程（最終改正平成13年3月29日）による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年6月18日から施行する。

兵庫県環境審議会傍聴要領

平成13年4月18日

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県環境審議会の運営に関する規程第3条第2項の規定に基づき、兵庫県環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、次の者をいう。

審議会の許可を得て、審議会を傍聴する者

(審議会の開催の周知)

第3条 審議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに一定の方法（インターネット等）により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、審議会の名称、日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴人の定員等)

第4条 前条の傍聴人の定員は10人とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は会長は別に定員を決めることができる。

(傍聴の申出等)

第5条 傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。

2 傍聴を希望する者が、定員を超える場合は、抽選により決定するものとする。

なお、定員を超えない場合については、審議会の開会予定時刻まで先着順で傍聴を認める。

(傍聴証の着用)

第6条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴証の通用期限)

第7条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

(傍聴席)

第8条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

(傍聴できない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者

- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
(第11条第1項ただし書の規定により、審議会の許可を得た者を除く。)
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は審議会を傍聴することができない。ただし、同伴者が会長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート類を着用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会議室において携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (7) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (8) その他、会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

(撮影、録音等の許可)

第11条 傍聴人は会議室において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により審議会の許可を得ようとする者は、許可願(様式第3号)を審議会に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(報道関係者の取扱)

第14条 報道関係者は、第4条から第6条までの規定にかかわらず、公開の審議会を傍聴することができる。

2 第8条から第13条までの規定は、報道関係者が公開の審議会を傍聴する場合に準用す

る。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(部会等における準用)

第15条 第2条から第14条までの規定は、部会及び小委員会の傍聴について準用する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月18日から施行する。

(様式第2号)

No.

傍 聴 証

兵 庫 県 環 境 審 議 会

平成 年 月 日

(様式第3号)

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	平成 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ 使用の有無	有 ・ 無
備 考	
<p>上記のとおりご許可願います。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>兵庫県環境審議会 (部会)</p> <p>会長 (部会長) 様</p> <p>申込者</p>	